

## 公益財団法人群馬県建設技術センターにおける市町村職員研修要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「建技センター」という。）が県内市町村職員を対象に実施する市町村職員研修の取り扱いに関し、必要事項を定める。

### (希望調書の提出)

第2条 研修に参加希望する市町村の長は、市町村職員研修希望調書（様式第1号）を公益財団法人群馬県建設技術センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

### (依頼書の提出)

第3条 理事長は、前項の規定に基づき提出された希望調書により、研修生の受け入れについて協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合は、研修生を参加させる当該市町村の長は、市町村職員研修依頼書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

### (研修生の決定)

第4条 理事長は、前条第2項の規定に基づき提出された依頼書により、研修生を決定し、研修生決定通知書（様式第3号）を市町村の長に送付するものとする。

### (研修生の選考基準)

第5条 研修生は、県内市町村職員の内、当該研修を受ける積極的な意志及び基礎的な知識・経験を有する者で、且つ、勤務成績及び健康状態の良好である者でなければならない。

### (研修期間)

第6条 研修期間は、原則として12ヶ月間とする。ただし、必要と認める場合は、理事長と当該市町村の長と協議のうえ、その期間を変更することができる。

### (身 分)

第7条 研修生は、研修期間中、当該市町村の身分を有したまま、公益財団法人群馬県建設技術センター就業規定の一部の適用を受け、理事長の指揮監督下において研修業務に従事すること。

### (公務災害の補償)

第8条 研修生に対する公務災害の補償は、当該市町村の長がその手続きを行うものとする。

(研修状況等の通知)

第9条 理事長は、研修生の研修状況を研修状況通知書(様式第4号)により、毎月1回当該市町村の長に通知するものとする。

2 前項の規定に定めるものの外、当該市町村又は理事長は、研修生に関して必要と認める事項を相互に随時通知することができる。

(協定書の締結)

第10条 理事長及び当該市町村の長は、研修生の身分取り扱い等に関し、この要綱に従い、実務研修職員に関する協定書(様式第5号)を作成のうえ、各1通を保有するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものを除く外、必要な事項は、その都度理事長と当該市町村の長が協議のうえ定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日一部改正)